厚生委員会資料

令和３年７月７日

健康推進部国保医療年金課

**新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による**

**保険料（国保・後期）の減免について**

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。」）の影響により世帯の主たる生計維持者の収入が減少見込みとなること等により、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付が困難な世帯に対して、令和３年度について保険料減免の申請受付を開始したので報告する。

**１　対象者**

* 1. 感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯。
  2. 感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の㋐から㋒までのすべてに該当する世帯。

㋐事業収入等のいずれかの減少額が、前年の当該事業収入等の額の10分の３以上。

㋑前年の総所得金額等の合計が1,000万円以下。

㋒減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下。

**２　対象保険料**

令和３年度分の保険料で令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日。）が設定されているもの。

**３　減免額の算定方法**

Ａ）世帯の算定保険料　Ｂ）減少が見込まれる事業収入等に係る前年所得額

Ｃ）世帯全員の前年の合計所得金額

Ｄ）減額または免除の割合（前年の所得金額により2/10から10/10の割合）

　（Ａ×Ｂ÷Ｃ）×Ｄ ＝ Ｅ （減免保険料額）　Ａ－Ｅ ＝ 減免後の保険料額

<算定方法の具体例は裏面>

**４　周知について**

区広報紙６月１１日号、区ホームページ、「こんにちは国保です」（国民健康保険料納入通知書に同封）

**５　財政負担**

特別調整交付金の交付基準に基づき、１０分の４から１０分の１０を国が負担（国保分）

**６　令和２年度実績**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 国民健康保険分 | | 後期高齢者医療保険分 | |
|  | 減免件数 | 減免額 | 減免件数 | 減免額 |
| 令和２年度分 | 1,860 | 382,288,877 | 99 | 11,006,400 |
| 平成31年度分 | 1,488 | 60,932,102 | 86 | 1,814,000 |
| 合　　計 | 3,348 | 443,220,979 | 185 | 12,820,400 |

**新型コロナウイルス感染症の影響により国民健康保険料の**

**納付が困難な方のための減免制度について**

**対象となる方**

**１　主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯**

**２　主たる生計維持者の事業収入等の額が前年の当該事業収入等の１０分の３以上の減収と**

**なる世帯**

**減免額の算定方法**

**○対象１の場合：全額**

**○対象２の場合：次のとおり**

**減免対象**

**保険料額**

**世帯全員の**

**合計所得金額（Ｃ）**

**減少することが見込まれる**

**主たる生計維持者の事業収入等に係る前年所得額（Ｂ）**

**世帯の**

**年間保険料額（Ａ）**

**×　　　　　　　　　　　　　　　÷　 ＝**

**×**

**減免対象**

**保険料額**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主たる生計維持者の前年の  合計所得金額 | ３００  万円以下 | ４００  万円以下 | ５５０  万円以下 | ７５０  万円以下 | １０００  万円以下 |
| 減免の割合（Ｄ） | 10分の10 | 10分の８ | 10分の６ | 10分の４ | 10分の２ |

**【 計算例 】　夫婦と子２人の４人世帯で前年の総所得金額等の合計金額が４２１万円の場合**

　 令和２年分の世帯の所得状況

|  |  |
| --- | --- |
| 世帯の合計所得金額（Ｃ） | |
| 給与所得 | ４１３万円 |

**＋**

**＝**

|  |  |
| --- | --- |
| 主たる生計維持者 | |
| 給与収入 | ５００万円 |
| 給与所得 | ３５６万円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 妻 | |
| 給与収入 | １１２万円 |
| 給与所得 | ５７万円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 世帯の年間保険料額（Ａ） | ５２万円 |

主たる生計維持者の事業収入等の

**※減免額の計算は、計算方法の考え方を示すものであり、実際の保険料額とは、相違します。**

金額が前年と比較して**３０％以上**

の減収が見込まれる

　減少が見込まれる令和３年分の主たる生計維持者の収入

|  |  |
| --- | --- |
| 減免額の計算 | 52万円（Ａ）×356万円（Ｂ）÷413万円（Ｃ）×8／10（Ｄ）＝　**358,586** |

|  |  |
| --- | --- |
| 主たる生計維持者 | |
| 給与収入 | ３００万円 |

　減免後の保険料額　　　５２０，０００円　－　３５８，５８６円　＝　**１６１，４１４円**